

都市計画法

〔平成 11 年 7 月 16 日公布
平成 12 年 4 月 1 日施行〕

(市町村都市計画審議会)

第 77 条の 2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、**市町村都市計画審議会を置くことができる。**

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、**政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。**

(指定都市の特例)

第 87 条の 2

9 指定都市に対する第 77 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「置くことができる」とあるのは、「置く」とする。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令

〔平成 11 年 11 月 10 日公布
平成 12 年 4 月 1 日施行〕

(趣旨)

第 1 条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会(以下「審議会」と総称する。)の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

(都道府県都市計画審議会の組織)

第 2 条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前 2 項の規定により任命する委員の数は、11 人以上 35 人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

(市町村都市計画審議会の組織)

第 3 条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、**学識経験のある者及び市町村の議会の議員**につき、**市町村長が任命するもの**とする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、**関係行政機関若しくは都道府県の職員**又は当該**市町村の住民**のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を**任命することができる**。

3 前 2 項の規定により任命する委員の数は、5 人以上 35 人以内(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、**9 人以上 35 人以内**)とするものとする。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第 6 項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置くものとし、**学識経験のある者につき**任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(常務委員会)

第 6 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。